

子どもの権利条約



〔目次〕

- 国会答弁にみる権利条約(続) 2~4
- 教科書と子どもの権利条約 5
- ある事件～「悪いことをしたんだから……」 6
- 日本教育学会「子どもの参加」シンポジウム 6
- NGO紹介 7
- 事務局だより 8

題字イラスト/土田義晴

子どもの権利条約批准承認案、10月にも国会へ再提出か

——外務省関係者にきく

去る9月1日、ネットワーク関係者(喜多代表ほか5名)は、外務省の権利条約担当部局の方々に今後の条約審議について質問する機会を得た。以下は、外務省筋の情報として紹介したい。

1. 条約承認案の再提出時期・審議期間は？

「再提出は、首相答弁の通り一刻も早く。具体的には国会の日程次第なので未定だが、今までの例では前国会で流れた法案は次の国会の早い時期に再提出される。与野党逆転により、今までと違って(現与党に)事前に十分に相談することもあり、審議時間は大幅に短くなることを希望している」

※臨時国会の召集は9月中旬から下旬と言われているが、条約承認案の提出は10月に入ってからになると思われる。

2. 条約批准に伴う法改正措置は？新政権下の影響はないのか？

「従来どおり、法改正は必要ないと考えている。このことは政策上の方針の変更がなければ変わらない。条約上の義務の履行のために批准後に改正を検討する予定もない。武藤前外相が「今後必要に応じて法体系を考え直すことも」と答弁したのは立法政策の観点からあり得るとい意味であって、現行法が条約に抵触するので変更を必要と

することにはならない」

3. 'Child' の訳は？ 細川首相答弁の意味は？

「訳は『児童』で。首相答弁は、パンフ等の広報では『子ども』という表現も使うという意味。他の条約で『児童』ではなく『子』と訳しているものがあるという指摘もあるが、これは文脈から親子関係に限定される場合のみ使っている。権利条約では『親・法定保護者』となっており、親子に限定されないもので『子』と訳せない。また『子ども』という表現は、何歳になっても親にとっては『子ども』という意味もあり、低年齢の者に限られないので適当ではない。訳語をどうするかは技術的な問題であって政策問題でないので、与野党逆転で変わるものではない。」

全体として、外務省は一步も引かないという強い姿勢が感じられた。細川首相の答弁に後ろ盾を得て自信をもったのだろうか。しかし一方で、Child 訳についてはだいぶ神経をつかって答えている様子がかがえ、苦慮しているようにも見えた。いずれにせよ、訳・法改正の変更は閣議決定による条約再提出までが勝負のようであり、今後の動向を注目していきたいと思う。

(文責/小林広樹)

広報活動では「子ども」使う

権利条約訳語で首相

細川護国首相は二十五日の衆院代表質問で、六月の衆院解散で批准承認案が廃案となった「子どもの権利条約」について、「できるだけ早い時期に国会に再提出することを表明した。条約の中の「child」を政府訳で「児童」としている点については、承認後の広報活動で「子ども」も使う考えを示した。赤松広隆氏(社会)の質問に答えた。

社会党はかねて「『児童』では保護の対象としての意味合いが強し」などとして、「子ども」と訳すよう求めた。

首相は「他の法令との整合性の観点から『児童』とした」と従来の政府見解を繰り返したうえで、広報活動では「子ども」も使うことを考えたい、と答えた。

↑朝日新聞 8月25日付朝刊

国会答弁にみる権利条約

3、政府側の「拡大解釈」?

- (前号目次)
1. 条約全体にかかわる問題について
 2. 非嫡出子差別に関する政府答弁

日本の法律の文言上、明らかに条約の文言と矛盾するとみられる箇所については、政府側の苦しい答弁が目立つ。①養子縁組の許可制(条約21条(a)関係)については、それを一部分不用としている国内法を「養子の福祉を害することとが定型的にあり得ない」と弁解し、②訴追された子ども(無料通訳制)(条約40条2項(b)関係)については、「司法手続」中の無料制と解し、手続後の通訳料徴収を可能にしている国内法を「条約自体は特段規定していない」と弁解している。全く法改正なしで批准にこぎつけられ、という政府側の姿勢が顕著ではあるが、かなり無理な解釈(「拡大解釈」?)といえるのではないかと(「権限ある当局の養子縁組の許可」) ●森脇法務大臣官房審議官(5・26)

「本条約(二十一)条(a)は……児童の養子縁組は「権限ある当局によってのみ認められる」とを『要求しているわけでは……』と書きます。もともと、民法七百九十八条ただし書き(は)「……自己または配偶者の未成年の直系卑属を養子にする場合には家庭裁判所の許可を要しない」ということになっているわけでは……です。……このような場合には、簡易迅速に養子としての地位を与えることがかえって児童の福祉の確保に資することになるといふところから、家庭裁判所の許可をかえて、戸籍事務管理者が届け出を受理する際に、他の法令に違反しないこととあわせて、……当該養子縁組が定型的に養子の福祉を害しない場合に該当することを認定させた上で受理することとしているものではないかと……権限ある当局によってのみ認められるものというふうに解釈することができると思われます」

「訴追された子ども(無料通訳)」 ●吉田法務大臣官房審議官(5・26) 「条約で無料で通訳を受けることができると申しますのは、実際にいろいろな手続が行われている過程で、自分の費用を払って通訳を用意しなければならぬというふうなことになるかと……」

4、教育関係

「障害児教育」 「障害」による差別を禁止した条約2条と憲法・教育基本法との関係について、「本条の趣旨は、心身障害を含みますいかなる教育上の不合理な差別も禁止しているものと考えているわけでは……」 ●富岡文部省初等中等教育局高等学校課長(5・11) 「条約の二条と教育基本法の関係で……」

「障害児教育」 「障害」による差別を禁止した条約2条と憲法・教育基本法との関係について、「本条の趣旨は、心身障害を含みますいかなる教育上の不合理な差別も禁止しているものと考えているわけでは……」 ●富岡文部省初等中等教育局高等学校課長(5・11) 「条約の二条と教育基本法の関係で……」

というふうを考えておるところでござります

〔校則〕

政府は一貫して子どもの人権を教育の必要から「一定の合理的制約」を加えるとし、校則と条約は矛盾しない旨の答弁を繰り返している。しかし、条約28条にうたわれた「人間の尊厳に適合する方法」及び条約上の権利確保(法律以外に人権が制約されない条約13、14条)とどう調整しうるのか、問題が残されている。

●小西外務大臣官房審議官(5・11)

「校則その他学校の規律につきましては、この条約もその存在を当然の前提として認めておりまして、二十八条の二項に「学校の規律に関する」条項がござります。この点につきまして、諸外国においても、心身ともに発達途上段階にある児童の人権に對しまして、学校において教育的な観点から一定の合理的な制約を加えて指導を行い得るということでは校則は広く認められていて、というふうには承知しております。したがって、これらの点につきまして、我が国の立場と諸外国の立場は基本的に共通しているというふうには考えております」

〔教育情報の開示〕

●小西(5・11)

「この条の28条(d)に『教育及び職業に関する情報及び指導』という規定があ

りますが、……これは、児童の教育を受ける権利を達成するため、児童が自分にふさわしい学校、職業を選ぶために、必要な情報やガイダンスの機会、例えば入学のための案内、進学しようとする学校の教育内容の概要、あるいは職業の内容の案内、こういったものを提供すべきという趣旨で規定されたものでござります。……この同じ条1の(d)に言う『利用可能』あるいは『利用する機会が与えられる』ということ

は、進学情報がだれにでも、だれかれ差別なく適切に利用できる状態にある、そういうことを意味しております。本人の成績に関する記録、こういった自己情報の開示、こういう請求を根拠づけるものではないというふうに解されます。したがって、この規定が内申書や指導要録などの本人の情報の開示を行うことを義務づけるものというふうには解しております」

〔中等教育の無償制〕

政府は、中等教育の無償制について、国際人権規約(A規約)13条2項(b)が無償制の導入を義務づけている(ゆえに留保した)のに対して、本条約28条1項(b)は「例示」規定であるため留保しなかつたりする。この点につき野党議員より本条約が人権規約よりも「後退した内容となるがどうか考えるか」(5・12)と問い正したが答弁がいきま

ずま、5月14日、異例の「政府回答」が出され、「仮にこのような規定ぶりの

違いをとらえて『後退』と……表現されたのであれば、当方との間に認識の差はないものと考えます」と答えた。

●小西(5・11)

「中等教育における無償教育の導入につきましては、いわゆるA規約と呼ばれる人権規約の第十三条の2の(b)において……『特に、無償教育の斬新的な導入により、』という文言に示めされるとおり、特に締約国がとる義務のある措置の一つとされているために留保をする必要があったわけでございます。しかし、今回の児童の権利条約二十八条1(b)の規定におきましては、……例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。』という規定ぶりになつておるわけでございます。したがって、中等教育をすべての児童に利用し得るものとするために締約国がとるべき『適当な措置』の例示の一つとして挙げているにすぎず、無償教育の導入自体を義務として課しているというふうには条約の解釈上考えられないということ、この規定には留保を付さなかつたわけでございます」

〔君が代・日の丸〕

君が代の斉唱を拒否した生徒に対し「処罰とかいうことはいけない」と意見陳述した波多野参考人(学習院大 学教授・国連差別防止・少数者保護小委員会委員)の発言をきっかけに、野党議員から、子どもの思想・良心の自

由と君が代斉唱との関係が問い正され、条約上、生徒の拒否権が認められるか否かについて激論が交わされた。武蔵外相は、5月20日、君が代斉唱の指導に従わなかつた生徒に對して、「やはりベナルティーを受けることになる」と答弁し、社会問題となつた。

●波多野里望参考人(5・19)

「……国旗であり、国歌であるということでありまして、これを教育委員会なり政府なり、あるいは連邦の場合州なりが、管轄にある学校に對して国旗を掲げるとか国歌をこれこれのとき斉唱しろとかいうことを……まずとりあえず管理者に命じること、これは恐らく条約違反になると思ひません。そしてその上で、今度実際にやつたときに個々の生徒がどこまで抵抗できるか拒否できるかという御質問だと思ひます。……人様の行事全体を壊すとか、そういうことはいけない、これははっきりしてあります。それから、仮に拒否した場合に処罰が不当に重くては、恐らくこれいけないうふうに思ひます。あとは、どういふ対応かによりますけれども、……立つて君が代を歌わなかつたというふうなときに、……それで処罰とかいうことはいけない、そこまでは言えると思ひます。……個々の生徒が自分の信念に基づいてどうしたという場合には、それはある程度認めるべきだ」

●小西(5・20)

「日の丸を掲げる、あるいは君が代を

歌うということ、国民として必要な基礎的な、基本的な内容を身につけるために行われることとさせていただきます。そういう意味においてこの条約第十四条に反しておらないわけとさせていただきます。

……この条約の二十九条にも、文化的同一性あるいは居住国及び出身国の国民的価値観というものの尊重ということが触れてございます。……そういう意味におきまして、日本において君が代や日の丸について、それが日本の国民的価値観をあらわすものとして教育の一環としてそれを指導していくということ、まさにこの条約の趣旨に沿ったものであるというふうに我々は理解しております」

●武蔵外相(5・20)
「この条約の中にも『国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成』というような、いわゆる国民的価値観というのは尊重するということになっていくわけですから、国家的な一つの考え方、共通の価値観というものは尊重するように文部省が指導するということだと私は思うのです。……指導するということになっていくわけですから、それに従わない場合には、それはやはりペナルティーを受けることになるかと私は思うのです」

●富岡(5・20)
「児童生徒はそのような学校の指導を受ける必要がございます。具体的にその指導を、例えば立ち上がらないとかそういうふうなことににつきましては、

個々の子供のそういうケースについて処分するかどうかということ、学校が慎重に考えることとさせていただきますが、国旗・国歌の指導を受けなければいけないということは変わりません」

●富岡(5・21)
「思想上の理由から例えば国歌を斉唱しない児童生徒がいる場合には教育上の課題ということと受けとめまして、

5、条約の実施に向けて

【国際協力】

●小西(5・11)
「日本といたしまして、私ども外務省といたしまして、……国際協力の重要性ということには十分認識しております。……この点につきましては、例えば昨年六月に閣議決定されましたODAの大綱において、ODAの効果的実施のための方策の一つとして、子供等社会的な弱者、弱いものに対する十分な配慮をするという指摘を置いておるわけとさせていただきます。このような考え方のもとに、これまでも開発途上国の子供等の生活条件を改善するために、例えば二国間援助により小中学校の校舎の建設や器材の供与、母子保健、小児病院のプロジェクト等の協力を行ってきております。また、関係の国際機関でございますユニセフ、国際児童基金あるいはWHO、国連世界保健機関、ユネスコ、こういった国際機関を通じて資金協力等も行ってきたわけとさせていただきます」

一層指導を続けていくということが重要でございます。懲戒を加えるかどうかということにつきましては、……具体的事案に応じまして、その児童生徒の行為の内容とか動機とか態様、学校秩序へ与える影響等諸般の事情を総合的に考慮して判断すべきものだというふうに私もお答えしたわけとさせていただきます」

います」

【オンブズマン】

●宮沢首相(4・22)
「児童に関する各般の問題については既に児童相談所、児童委員、人権擁護機関などが、家族や児童本人からの相談に応じて各種の援助を行う体制が現に整備されております。したがって、子供の権利侵害の問題については、オンブズマンという新しい制度を創設することではなく、児童相談所、人権擁護機関等の相談活動の強化を図ることによって対処するのが適当であろうと考えております」

【条約の政府広報】

●小西(5・12)
「今後の広報の予定でございますが、……私どもが特に留意しておりますのは、この条約を子供を含めて広報しないといけないということが条約上の義務

になっておるわけでありまして、そういう意味で子供にわかりやすい小冊子、リーフレットをぜひつくりたいということを考えております。この条約が関係しておる省庁は非常にたくさんございます。……各分野において担当されておられる省庁と相談しまして適切な広報をやっていきたいというふうに考えております」

【子どもの権利委員会報告】

●小西(5・26)
「この条約は、児童の権利に関して非常に広範囲にわたる権利等を規定しております。もとより関係省庁は非常に多くございます。その関係省庁がばらばらな施策をとっているのは、やはり統一のあるいは整合性のとれた施策というものが効果的に実施し得ないわけとさせていただきます。私どもは、その点をぜひとも十分な手当てをする必要があると考えております。我が国にしましては、『子どもの権利委員会』この報告書を提出するという過程におきまして、関係の行政機関、関係省庁が緊密に連絡し合ひまして、この条約の履行に関する事実関係を十分に把握するとともに、政策面でもどうするかといったことにつきまして政府部内で連絡調整を十分に実現しまして、報告を作成してこの委員会に提出していくということを考えておるわけとさせていただきます」

(構成/喜多明人)

教科書と子どもの権利条約

高校生の場合、次年度に使用する教科書をどれにするかといった、いわゆる教科書採択はその前年度の7月早々までに行なわなければならない。この学校採択に向けて各教科書会社は各学校に「見本本」を送り、さらに営業担当社員が学校まわりをして担当教科の教師と会い、自社教科書のPRをはかる。

周知のごとく、94年度より学年進んで新教育課程が実施されるため、今年度は来年度の高校一年生が使用する新課程用の「見本本」が送られてきた。筆者の勤務校には新課程用「現代社会」教科書が8点(8社)が届いたが、それら教科書の中で「子どもの権利条約」についてどのように書かれているか、チェックしてみた。なお、「現代社会」という科目は、従来必修科目に位置づけられていたが、新課程では世界史が必修となり、しかも《社会科学解体》のたぐらみにより新たに登場した「公民科」にくくられることとなった。

さて今回、目を通した8点の教科書(文部省に申請され、検定とパスしたものは全部で11点)のうち、どんな形であれ「子どもの権利条約」にふれたものは7点あった。おそらく編集段階では、ようやくこの「権利条約」についてマスコミなどで報じられるようになった時期だと思われるが、ほとんど

の教科書が取り上げられていることがわかった。内容はさておき、形の上では条約でいう広報義務が教科書上で果たされているということになる。

まず条約の呼称だが、まだ政府案が出ていない段階であったせいか7点中「子ども」と記したものが4点、「児童」が3点と、「子ども」派がやや優勢。いずれ批准した段階で統一されるであろうが、取り扱う單元もほぼ二分した形で、「憲法」の新しい人権としてふれたものが3点、「国際社会」の部分でというものが4点だった。条文そのものを本文ないしは巻末資料として掲載しているものは2点、しかも両者が共通して取り上げたのは12条の「意見表明権」だった。

多くの教科書が「権利条約」が国連で採択されたとの事実にふれる程度だが、さらに一歩すすめて条約の目的や成立に至る背景まで記述しているものは2点ほどだった。しかしたとえわずかな記述ではあっても、これを手がかりにして「子どもの権利条約」を授業で堂々と取り上げることができるようだから、あとは教室で教師がどう実践するかが問われよう。高校生の目の高さで立った実践プランの検討が今後の課題である。

(神奈川県立相武台高校 綿引光友)

広報と関係して、子どもたちが使用する教科書の中で権利条約がどう扱われているのか、また、広く権利条約を知らせるために、教科書執筆者の自由が十分確保されているのか、気にかかるところであろう。そこでこの点について6月10日の国会審議の中から紹介しておきたい。

* * *

●政府委員(野崎弘君) ……現在使われております中学校社会科の教科書の中で既に本条約のことが取り上げられておりまして、この名称はいろいろさまざまございます。例えば児童権利条約という言葉を使っているものもございまして、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)という形で書いているものもございまして、子供の権利条約と、「子ども」もありますし「子供」もある。……執筆者がそういう形で書いてきたものについて私どもが検定意見を付さなかった、こういうことになっていくわけでございます。

●肥田美代子君 ……私は執筆者の気持ちになってみますと、高校生の教科書に児童の権利条約と書いたら恐らく高校生は、何だ、小学生の権利を僕たちに教えるのかと、私はそういうふうにとると思うのです。それで恐らくその執筆者は大変心を砕かれて子どもの権利条約とされたと思うのですけれども、文部省、いかがですか。

●政府委員(野崎弘君) 執筆者がど

ういうお考えでお書きになったかということは私どももなかなかそんたくできないわけでございますけれども、私どもとしては、本条約がまだ批准されていない段階でもあるというようなことから執筆者の書いてきたものにつきまして検定意見を付さなかった、こういうことでございます。

●肥田美代子君 私は、……文部省がまず一歩出たと思うのです。子どもの立場に一歩出たと思うのです。私はそのことを大変認めたいし、よくやってくださったと言いたいです。……私は文部省ありがとうと言いたいですけれども、この問題がだんだん大きくなってはかの省からいじめられて、文部省がいつの間にかこそと正誤表なんかを出して児童の権利条約に直すということを私はとても心配しているのです。そういうことは絶対ないと約束していただけますか。

●政府委員(野崎弘君) 今後の話でございましてけれども、本件条約が批准された段階におきまして教科書の記述をどう扱うかということにつきまして、教科書用図書検定調査審議会というところもございまして、そういうふうなところの意見も聞きながら慎重にかつ適切に対処してまいりたい、このように思っております。

●肥田美代子君 子どもの手に教科書が渡るころになって全部「児童」にならなければならぬと思います。(以下略)◆

ある事件「悪いことをしたのだから……」

今年3月まで勤務していた地方支局での出来事である。地域の教育問題に取り組んでいる主婦と電話で世間話をしているとき、こんな話が飛び出した。

知り合いの女性がスポーツ施設で女子中学生の新体操のコーチをしているが、教えている中学生が出場を予定していた試合に出られなくなった。学校の指導に反し、歩道橋を渡らず信号のない交差点を渡ったため罰として出場を辞退させられたというのだ。

「何か変じゃないか」と思った。歩道橋を渡らなかつたことと試合出場とどういう関係があるのだろうか。信号のない交差点を渡っていたら「危ないよ」と注意すれば済むのではないか。

学校へ電話をすると、校長は覆耳に水といった感じで、受話器を置いたまま教頭と何かやり取りをしている。「何か、そのようなことがあったようですよ」と言うので、会って事実関係を聞きたいと言つと、了解した。

校長と、事情に詳しいもう1人の教師に会った。校長たちが話してくれた内容は次のようなものだった。

下校しようとしていた新体操部の3年生の部員2人が、学校の近くの信号も横断歩道もない交差点を、車両用の信号が青になっていたため渡っていた。それをある教師が見つけ、翌日、新体操部の顧問に報告した。学校では日こ

ろから、信号のない交差点は渡らず、近くにある横断歩道を渡るよう指導していたからだ。別の3年生部員1人が自分もその交差点を渡ったと申し出、さらに、ほかの5人の部員も渡ったことがわかつたため、合わせて8人を1週間の部活動停止処分にした。

その後、部室に菓子袋が落ちていたことなどもあり、顧問が部員全員を集めて「中体連の大会を前に、頑張らなければいけないときである」などと注意を与えた。交差点を渡った生徒のうち、近く行なわれる市民まつりの大会に出場を予定していた2人は出場を辞退させた。

細かい事実関係を確かめようとする私に、教師は「こんなことが新聞記事になるのですか」と何度も尋ねた。「どうして記事になるのかわからない」という様子だった。処分が厳しすぎたとは思いませんかと聞くと、校長は「指導の一環で、生徒たちも納得してのこと。正式の大会ではありませんし……」と言葉を濁した。

帰りがけ、ちょうど下校時刻にさしかかるところ、問題の交差点へ行った。交差点のある道路は、高速道路の取り付け道路で片側2車線のかかり交通量の多い通り。そこへ片側1車線の生活道路が交わる。確かに信号も横断歩道もないが、車両用の信号が青になると

買い物途中の主婦や勤め帰りのサラリーマン、自転車を引きいた高校生など、たくさんの人が交差点を渡る。

学校が渡るよう指導していたという歩道橋はそこから数十メートル離れたところにある。大勢の人が渡る交差点を渡らず、わざわざ離れた歩道橋を回れというのは、少々無理のように思えた。少なくとも、その交差点を渡ったことを理由に試合に出さないという学校の対応は、納得できなかった。学校のすべきことは、交差点を渡らないよう指導することではなく、交差点に信号をつけるよう警察に掛け合うことではなかったのかと思った。学校の対応にあらためて驚きを覚えた。

それから数か月後、取材のきっかけを与えてくれた主婦と話をしていた、さらに驚いた。試合に出場できなかった生徒たちが「でも、自分たちが悪いことをしたのだから、仕方ないと話していた」と言うのだ。

子どもの権利条約が批准されても、子どもの側に権利意識がなければ権利は守れない。子どもの人権を守るためには、子どもの人権に対する意識を育てなければならぬ。条約批准後も市民グループや親たちの役割はますます大きくなるだろう。そして、われわれマスコミの責任も。

(毎日学生新聞／石塚敦子)

日本教育学会 「子どもの参加」 シンポジウム

8月25、27日、池袋の立教大学において、日本教育学会(堀尾輝久会長)の第35回大会が開かれた。その2日目、8月26日には学会のシンポジウム「教育における子どもの参加」が開催された。「子ども参加」というテーマは、本学会の公式行事として初めて取り上げられたものであり、画期的な会合となった。

このシンポジウムの提案者及び報告テーマは次のとおり。

- 1 子どもの権利条約と教育における子どもの参加 喜多明人(立正大学)
- 2 ドイツにおける生徒参加 結城 忠(国立教育研究所)
- 3 フランスにおける生徒参加 小野田正利(長崎大学)
- 4 指導論の立場から 竹内常一(国学院大学)

まず、喜多氏は、子どもの権利条約の根本理念から演繹的に「子ども参加」の現代的意義の解明へと論を進め、「子ども参加」問題を学校現場に留まらせることなく、将来の主権者である彼らの、市民権擁護確立への第一ステップとして捉えることの重要性を訴

● 社会法人基督教児童福祉会

国際精神里親運動部 (CCWA)

フィリピン共和国のセブ市というところにヘススという青年がいます。現在は、建築会社で働きながら、一家を養っています。彼は市内のスラムで生まれました。お父さんは体が不自由だったので定期的な仕事がありませんでした。一家9人の生活は、お母さんが魚を売って稼ぐ僅かな収入に頼っていました。経済的な理由から、

NGO 紹介

学校へ行くのが困難になったとき、ヘススは日本のかたからの支援を通して奨学金を受けようになりました。こうして小学校と中学校を卒業した彼は、ひとつの夢をもつようになり、それは、建築家になって、彼が育ったスラムに住む人々でも手に届くような安い住宅を設計することです。この夢を実現するために大学へ進学した彼は、建築学を専攻し、アルバイトをして学費を稼ぎながら勉強を続けました。まだ夢は実現していませんが、毎日ほりきって仕事をしています。

基督教児童福祉会が行なう国際精神里親運動は、フィリピンに住む子どもたちの健全な成長を支援するため、里親会員と呼ばれるかたがたから、月4000円の会費をご協力いただくものです。この会費を通して、子どもたちに教育、医療、栄養改善の機会を提供

しています。さらに、子どもたちの親や地域の人々への職業訓練、グループ活動や小規模な協同組合活動を支援することによって、地域の自立に協力することを目的としています。さらに、里親会員とご支援いただく子どもは文通などを通して交流することができま

す。「子どもの権利条約」は、子どもの最善の利益が第1次的に考慮されるべきだと規定しています。フィリピンの子どもたちを取り巻く現実とこの条約が求めていることにはなお大きな開きがあります。基督教児童福祉会は、フィリピンの子どもたちの自己実現を側面から支援しています。

(国際精神里親運動部部長/小林 毅)

● 若い難民を考える会 (CYR)

13年前、難民キャンプの子どもたちと出会い、行動することに始まった「若い難民を考える会」(CYR)の活動は、いまようやく日本、タイ、カンボジアを結ぶ橋となりつつあります。私たちの願いは、子どもたちがどこの国であろうと健やかに育つことです。カンボジア難民の流出をきっかけに、1980年に東京で発足したCYRは、インドシナ難民の子どもたちとともに歩んできました。活動の分野は保育、保健衛生、そして女性の生活改善事業です。難民がカンボジアに帰りたいまま、CYRは復興をめざすカンボジアの村で、またタイの村で人間を大切にす

環境づくりを進めています。

難民問題を語る時、人々は自分とはかけ離れた外の出来事と思いがちでしょう。しかし日本にも、元難民であったインドシナの人々約9000人が私たちとともに暮らしています。

インドシナの子どもたちは、日本で成長するにつれ、自分がまわりの大勢の友達と国籍が違うことを意識し始めます。理由のない偏見がときには「難民帰れ」ということばで、子どもの心を傷つけます。ある県立高校で難民のスライドを上映したとき、ひとりの高校生が寄せた作文を一部ご紹介します。

「前にベトナム難民が日本に多く来たことがありました。そのとき私ハッキリ言っていたやでした。何か気持ち悪いんです。確かにあの人たちは、国、生活を選べません。だからといって自分の国を捨てて逃げてこないでほしい。私はなんか日本が日本でなくなってしまうんじゃないかと思っています」

日本は国際化への一歩を踏み出したにすぎません。子どもたちの声に耳を傾けると、そこには閉鎖的な社会が見えてきます。世界にはさまざまな環境で、ときには生きる権利さえ危うくされながらたくましく育つ子どもがいます。未来の世代が、それぞれの国や文化に誇りを持てるよう、争いのない平和な社会を自らの手で築いていかれよう、歩んでいきたいと願っています。

(事務局長/峯村里香)

えた。子どもたちの「決定権への参加」を社会的価値として普遍化させていくことによって、日本社会とくに子どもに権利意識を根づかせていくことが大事なことであり、それが時代の趨勢である、というのが喜多氏の主張である。また結城氏は、「ドイツにおける生徒参加」について詳細な報告を行った。親権によるコントロール下に置かれてきた「子ども」の権利は時代とともに変化し、現在は基本権行使の主体たり得る能力が年齢に応じて個別具体的に定められているという。ドイツにおける教育の最大のテーマは「自立」であり、14歳から徐々に「子ども」の自己決定権が親権よりも優位になっていく。そして、自立した責任ある市民として、18歳で「成人」する。

さらに、小野田氏からは「フランスにおける生徒参加」の現段階について、教育課程の中で、市民としての責任感を生徒が培うことを目的とした「生徒参加」の養成教育が制度化されつつあるという。このような生徒の参加に関する養成教育を受ける権利を基本に、権利・自由の学習における「責任」と「市民権」の学習・訓練が計画的になされている。

竹内氏からは「参加イコール教育である」という主張もあったが、シンポジウムの議論を通して、子どもたちにとっては社会の様々な場に出しながら「責任感」を養っていくことが大切であると痛感した。(田中栄治)

〈事務局だより〉

◆自然の脅威をみせつけて夏が終わりました。みなさまお元気にお過ごしでしょうか。

7月24〜25日、どしゃぶりの雨が降り肌寒い日でしたが、千葉の農家(事務局員の戸田さん宅)で例会合宿を行いました。テントの中で、とうもろこしやスイカ、地鶏、ちゃんこ鍋を食べながら、戸田さんのご家族、友人、それに彼らの子どもたちも一緒に楽しいひとときを過ごしました。今頃はもうあの葡萄の房が大きく甘い実をつけていることでしょう。

(なお、ネットワーク例会は、当面フォーラム実行委員会が月初めの土曜日にかかれることが多く、開催日＝定例毎月土曜日＝を変更せざるを得ません。ご了承ください。)

◆本誌巻頭に書いた通り、子どもの権利

利条約は、恐らく今度こそ国会で批准承認されることと思います。新内閣のもとで行われる、子どもの権利条約の国会審議の傍聴ご希望のかたは、初めての方も前回傍聴された人も事務局あるいは菅さんまで早めにお申し出ください。日程が決まり次第ご連絡いたします。

◆11月20〜21日に行われる子ども権利条約フォーラムの準備が着々と進んでいます。8月29日に開かれた第3回実行委員会、その概要もあらかた決まりました。

*第1日め——全体会として、子ども公聴会、詩の朗読、シンポジウム「子どもの権利条約をどう活かすか」など。夜は交流会。

*第2日め——分科会(①教育・学校、②コミュニティ、③福祉・家族、④少年司法、⑤健康・医療、⑥経済的・性的搾取)のあと全体会。

チラシ、チケットの配布などを含めて皆さまのご協力をお願い致します。◆さらに、皆さまにもう一つお願いがあります。会費あるいはニュースレターの購読を未納の方はお手数ですがお早めに、お願い致します。

なお、会員・購読者拡大のためにニュースレターの見本誌、パンフレットなどが事務局にあります。ご連絡いただければ事務局からお送りいたしますので、是非拡大にご協力ください。(事務所は、月曜日と木曜日の11時から4時まで開いています。それ以外は留守番電話またはファックスで：)

(田中尚代)

〔9号の訂正とお詫び〕

前号(第9号)に以下の通り誤植がありました。お詫びして訂正します。
・6頁下段、「付帯決議」↓「要望決議」

・8頁3段目17行目、「女傭差別撤廃条約」↓「女性差別撤廃条約」

・9頁下段19行目、北原希代子さんの報告「名前をとばされても」↓「名前を呼び間違えても」

・12頁2段目17行目、「政府再度」↓「政府サイド」

・13頁4段目26行目、「年までに」↓「95年までに」

・15頁2段目の終わり、門田見昌明さんの住所「茅野市」↓「筑野市」

なお、7頁の「今後の流れ」で「臨時国会での批准はない」と書いたのは、当時の情報ではそういう予測が大勢だったといえ結果的には見通しミスでした。あわせてお詫びします。

編集後記

◆6日前にパキスタンから帰ってきて、明日からはジュネーブです。そのため前回以上にレイアウトや原稿量を検討している余裕がなく、前号にも増して文字だらけになってしまいました。あいかわらず読みにくくて申しわけありません。次号からは国会答弁がないはずなので、もう少し改善できるかと思えます。◆パキスタンのセミナーにはアジアの20か国近くから参加者があり、たいへん有意義な時間を過ごすことができました。水が悪かったのかどうなのか、腹の調子が始終悪かったのが残念でしたが……。そのせいで2キロやせて帰ってきました。ジュネーブに行ったらまた太るかもしれませんが。◆子どもの権利委員会第4会期では、ラテンアメリカの国の報告がいくつか審査される予定です。同地域にはおもしろい取り組みを行っている国が多いので楽しみです。パキスタンのセミナーとあわせ、次号で詳しく報告予定。お楽しみに。(9月18日記/平野裕二)

『子どもの権利条約』No10

1993年9月15日発行

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク
〒105 東京都港区海岸
1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child
Minato-ku Kaigan 1-6-1-831

Tokyo 105 JAPAN

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

(月曜日/金曜日)

★発行人 喜多明人

★編集人 平野裕二

★年会費 3,000円

18歳未満 500円

定期購読 3,600円

*郵便振替 東京8-750150

★印刷 (有)エム企画印刷